

告示第 4 号

木曾広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 2 月 27 日

(木曾広域連合長署名)

平成 20 年木曾広域連合条例第 1 号

木曾広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

木曾広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 12 年木曾広域連合条例第 18 号）の一部を下記のとおり改正する。

記

木曾広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正後	改正前
(一般廃棄物の処理区域) 第 4 条 木曾広域連合(以下「連合」という。)の一般廃棄物の処理区域は、次のとおりとする。 (1) 環境センター 木曾郡全域 (2) 北部クリーンセンター 木曾町、木祖村、王滝村 (3) 南部クリーンセンター 上松町、南木曾町、大桑村	(一般廃棄物の処理区域) 第 4 条 木曾広域連合(以下「連合」という。)の一般廃棄物の処理区域は、次のとおりとする。 (1) 環境センター 木曾郡全域 (2) 北部クリーンセンター 木曾町、木祖村、王滝村、 <u>旧木曾郡檜川村の区域</u> (3) 南部クリーンセンター 上松町、南木曾町、大桑村

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。